

「港湾法施行規則の一部を改正する省令案」に対していただいたご意見と国土交通省の考え方

いただいたご意見	国土交通省の考え方
個人識別情報の管理は国が行うことが望ましい。トラック運転手の個人識別情報については、六大港に所属する各都道府県トラック協会を受付窓口指定願いたい。	個人識別情報については、個人情報保護に関する法令に基づき適切に管理されることとなりますが、受付窓口及び管理主体については、その他のシステム運営体制とあわせて、今後、関係者と十分な調整を図ってまいります。
カード発行に関しトラック運転手に対する費用の負担はカード発行に伴う諸費用に限定。	使用料の考え方については、埠頭出入管理システムの設置については国が行いますが、管理運営にかかる費用についてはシステムの利用者にご負担いただくことを考えております。なお、カード発行費用を含めた使用料の具体的な水準については、今回お寄せいただいたご意見も含め、今後、関係者との十分な調整を図ってまいります。
発行するカードは全国的に利用できること。	埠頭出入管理システムは、全国共通のカードを用いてコンテナターミナルに出入りできるシステムであり、今後、関係者のご協力を得つつ全国的な導入をできる限り早く進め、利用者の方々にとって使いやすいものとなるよう努めてまいります。